

(法第10条第1項第5号関係様式例)

設立趣旨書

1 趣旨

近年、子どもたちを取り巻く社会経済情勢は大きく変化しており、自己を表現する機会や、多様な他者と協働しながら一つの作品を創り上げる体験の場は減少傾向にあります。

特に地方においては、質の高い舞台芸術に触れる機会や、プロフェッショナルと共に創作活動を行う環境は限られており、芸術文化を通じた成長機会の地域格差が課題となっています。

ミュージカルは、歌・ダンス・演技を融合させた総合芸術であり、表現力の向上だけでなく、協調性、主体性、責任感及び自己肯定感を育む教育的意義の高い活動です。本法人は、子どもたちがプロ及びプロ経験者と同じ舞台上立ち、質の高い創作環境の中で挑戦できる機会を提供する事業を行います。

本事業は、特定の会員や関係者のみを対象とするものではなく、広く子どもたちに参加の機会を開くとともに、地域住民に対して観覧の機会を提供するものであり、不特定多数の者の利益の増進に寄与するものです。

また、会費はレッスン会場のレンタル費用や衣装代の実費程度にとどめ、レッスン料等を徴収せず、経済的事情に左右されることなく参加できる仕組みを目指すことで、より公益性の高い活動として展開してまいります。

これらの事業を継続的かつ安定的に実施し、行政・教育機関・企業等との連携を図りながら地域社会に根ざした活動として発展させていくためには、明確な組織体制の構築と社会的信用の確立が不可欠であり、法人格を取得する必要があると判断いたしました。

2 申請に至るまでの経過

設立発起人は、子どもたちが本物の舞台芸術に触れ、プロフェッショナルと協働する経験を通して大きく成長する姿を目指し、本法人の設立を構想いたしました。

現在、本年度11月～来年度2月に第1回自主公演を開催することを目標に、企画立案、関係者との協議、出演者募集準備等を進めております。今後は年2回の自主公演を継続的に実施する計画であり、特定の生徒を抱えるスクール型ではなく、単発公演型の事業として広く子どもたちに参加機会を提供していく方針です。

これらの活動を一過性の取り組みで終わらせることなく、公益性を担保しながら持続可能な事業として発展させるため、関係者の合意を得て特定非営利活動法人の設立を発起し、本申請に至りました。

令和8年4月17日

特定非営利活動法人 MUSE

設立代表者 住所又は居所

氏名 岩榮恭平